

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業名称	人権教育推進事業	担当課室	人権教育・児童生徒課
------	----------	------	------------

概要	「高知県人権教育推進プラン（改定版）」に基づき、就学前教育・学校教育・社会教育の各分野において、人権に関する知的理解や人権感覚の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校・地域づくりに向けた人権教育を充実・発展させる。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○人権教育主任が中心となり、組織的・計画的に個別の人権課題に関する校内研修や授業研究等を実施することにより、人権学習の充実を図り、児童生徒の人権意識が向上している。</p> <p>・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小・中・高：100%（R4 小：61.5%、中：56.3%、高：60.0%）</p> <p>・「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合 小・中・高：70%（R3 小6：54.7%、中3：50.3%、高3：62.3%）</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○個別の人権課題に関する校内研修の取組が定着してきているが、人権課題に関する授業研究の取組の定着には課題がみられる。</p> <p>○学校において課題意識の高いいじめや虐待、インターネットの問題についての校内研修を実施する学校は多いが、その他の人権課題についての研修や、人権学習に関する授業研究を実施していない学校があり、指導資料集等の活用を促すとともに具体的な取組例を示し、組織的な取組の充実を図る必要がある。</p>
------------	---

D 令和4年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 留意点（■）とA 今後の取組（→）
<p>◆人権教育主任対象の連絡協議会・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区別集合研修の実施（5、6月） ・組織的・計画的な取組の推進に向けた指導及び助言 ・人権教育主任連絡協議会と連動した人権教育主任研修（オンデマンド研修）を実施（11～1月） <p>◆人権学習学校支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修や研究授業、市町村研究会等への研修講師派遣の募集（5月） ・校内研修への講師の派遣：22回（12月） 	<p>■人権教育主任が管理職と連携し、PDCAサイクルによる組織的・計画的な取組とあわせて、教職員及び児童生徒の人権感覚を育むために、個別の人権課題についての校内研修及び授業研究等の取組の充実を図る必要がある。</p> <p>→校内研修や市町村主催の研究会等における研修や研究授業等への支援（～2月）</p>
<p>◆人権教育研究推進事業（文部科学省及び高知県研究指定校事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定校：久礼小〈2年目〉 東中、高知東工業高〈1年目〉 ・校内研修、授業研究への支援：20回（12月） ・研究推進校合同推進会議・研修の実施（5、8月） ・研究指定校での研究発表会の実施及び実践モデルの普及（11月） 	<p>■人権教育研究の推進のために、人権教育主任のスキルアップとともに、管理職と連携した推進組織の活性化を図る必要がある。</p> <p>→推進組織を中心とした研究の推進（校内研修や授業研究等の企画・運営、研究のまとめ等）</p>
<p>◆指導資料活用の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育主任連絡協議会、市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会において、資料の周知及び資料を活用した研修の実施（5、6月） ・研修講師派遣等において、資料の周知及び資料を活用した研修の実施：8回（12月） 	<p>■作成した冊子を学校や保育所・幼稚園等や家庭に周知し、活用されるよう働きかける必要がある。</p> <p>→研修講師派遣等において、資料の周知及び資料を活用した研修の実施（～3月）</p> <p>→各学校での人権教育・情報モラル教育についての校内研修や授業研究等における資料の活用状況の把握（1月）</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援 (2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備	② いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業名称	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
------	------------------------------	------	----------------

概要	児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、全ての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（以下「SC」という）や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）を配置して、相談支援体制の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。</p> <p>・90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小・中・高等学校：100%（R2小：95.3%、中：96.3%、高：91.8%）</p> <p>・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合 小学校：90%以上、中学校：95%以上、高等学校：100% （R2小：68.4%、中：78.7%、高：69.4% R3小：70.6%、中：77.7%、高：81.1%）</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>□校内支援会でのSCやSSWの活用が定着し、不登校児童生徒へのSCやSSWによる支援が進んでいる。</p> <p>■SCやSSWの専門性の向上をより一層図る必要がある。</p> <p>■各学校からのSCやSSWの配置希望時間に対し、十分な配置時間を確保できていない。</p>
------------	--

D 令和4年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 留意点（■）とA 今後の取組（→）
<p>◆全ての公立学校へのSC及びSSWの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SC 全公立学校に配置（4月） アウトリーチ型SCを11市に配置（4月） ・SSW 全市町村・学校組合に配置（5月） 全県立学校に配置（4月） ・SC及びSSWの拡充・常勤化に向けた予算措置について国へ提言（6月） <p>◆SC及びSSWの活動状況の把握（7、11月）</p>	<p>■効果的な配置に関する情報収集を行う必要がある。 →活動状況の把握（各学期）</p>
<p>◆SC及びSSWを対象とする研修：各1～4回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修（4、6、8月） ・SC等研修講座（6、7、10、11、12月） ・SSW研修講座（7月） ・SSW連絡協議会（10月） <p>◆SC及びSSWの役割の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業説明会（4月） ・相談支援体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会（8月） <p>◆市町村児童福祉部署との定期的な情報交換等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校SSWに実施依頼（4月） ・実施状況把握（7月） 	<p>■各学校、SC・SSWの支援力向上の充実が必要である。 →初任者研修（2月）、SC等研修講座（1月）、SSW研修講座（1、2月）の実施 →SSWと市町村児童福祉部署との定期的な情報交換等の実施状況把握（各学期）</p>
<p>◆校内支援会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SCやSSWを活用した校内支援会を各学校で実施するよう各学校に依頼（4月） ・SC・SSWへのヒアリング実施（11月） 	<p>■心理、福祉等の専門性に基づく支援が実施されるよう、校内支援会でのSC、SSWの活用度を高める必要がある。 →取組状況調査（1月）</p>

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめの問題への関心を高め、正しい 理解を深める取組の推進	

事業 名称	いじめ防止対策等総合推進事業	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
----------	----------------	------	----------------

概要	「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、各学校で策定した学校いじめ防止基本方針により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を、組織的・計画的に実施していくことの充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCA サイクルにより検証、改善が進められている。 ・学校が「『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した割合：教職員 100%、保護者・地域 80%以上 (R4 教職員 94.8%、保護者・地域 90.7%) ・「学校いじめ防止基本方針」を PDCA サイクルで検証し改善した学校の割合： 小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100%、特別支援学校 100% (R4 小学校 100% 中 100% 高 98.0% 特支 92.9%)
------------------	---

目標達成 に向けた 課題	○いじめ防止等の取組において、学校の取組は定着してきたが、保護者や地域と連携した取組は十分とは言えない。 ○今後は、学校の組織的ないじめ防止対策や、子どもたちによる主体的な取組、保護者や地域を巻き込んだ取組を強化していく必要がある。
--------------------	---

D 令和4年度 これまでの取組状況 (4~12月)	C 留意点 (■) と A 今後 (R5.1月~3月) の取組 (→)
<ul style="list-style-type: none"> ◆「『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した取組実践 <ul style="list-style-type: none"> ・プログラム追補版冊子の配付及び活用の依頼 (4月) ・PTA・教育行政研修会でのプログラム活用・周知 (5~8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■追補版の内容も含め、プログラムの活用について、学校内の教員・児童生徒対象のみならず、保護者や地域等を対象とした活用も積極的に行う必要がある。 →学校や PTA、地域、関係機関においてプログラムを活用した研修等を実施 (~3月) →プログラムの活用状況の把握 (3月)
<ul style="list-style-type: none"> ◆いじめ重大事態への早期対応 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの重大事態の速やかな報告について県立校長会にて周知 (4、9月) ・未然防止やいじめの早期認知・早期対応及び組織的な対応の在り方等についての校内研修資料集を教職員ポータルサイトへ掲載 (7月) ◆再発防止に向けた学校の取組を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■県立学校で発生したいじめの重大事態について、いじめ防止対策推進法等に沿った調査・報告等の対応が適切になされる必要がある。 →再発防止に向けた教職員研修の実施 (~3月)
<ul style="list-style-type: none"> ◆スクールロイヤー (弁護士) の活用が促進されるように校長会等で周知 (4、9月) ◆学校における法的相談への対応：8件 ◆法令に基づく対応の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の校内研修講師や校内支援会の助言者としてスクールロイヤーを学校等に派遣：4件 ◆スクールロイヤーによるいじめ予防教育：3件 	<ul style="list-style-type: none"> ■多様化する問題に対して、学校が適切に対応できる力をつけていく必要がある。 →スクールロイヤー活用事業における対応事例の蓄積 →学校からの申請に応じたスクールロイヤーの派遣 (~3月上旬)
<ul style="list-style-type: none"> ◆高知県いじめ問題対策連絡協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱：5名 (5月) ・いじめ問題対策連絡協議会 (7月) 「ネットいじめ防止等に向けた各関係機関・団体の取組・連携について」 ・高知県いじめ問題調査委員会 (9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■高知県いじめ防止基本方針に基づく関係機関のさらなる連携が必要である。 →いじめ問題対策連絡協議会 (1月)

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		イ児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

事業名称	生徒指導主事(担当者)会	担当課室	人権教育・児童生徒課
------	--------------	------	------------

概要	生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った開発的・予防的な生徒指導や、解決に向けた対処的な生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事(担当者)の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。
----	---

到達目標 めざす姿	<p>○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置付けて組織的に実施している学校の割合：小・中・高 100% (R4 小学校：100%、中学校：100%、高等学校：94.0%) ・問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合：小・中・高 40%以上 (R4 小学校：61.5%、中学校：67.7%、高等学校：54.0%) ・生徒指導の改善につなげるために、PDCA サイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合：小・中・高 35%以上 (R4 小学校：35.3%、中学校：40.6%、高等学校：48.0%)
--------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○生徒指導上の課題や兆候が見られ始めた初期段階の情報共有や対応が、十分に組織的に行われていない学校があるため、校務支援システムの活用や生徒指導主事(担当者)と不登校担当教員(担当者)が連携した取り組みの充実が必要である。</p> <p>○小中、高等学校を見通した児童生徒の育成の視点が弱く、開発的・予防的な生徒指導の取組の浸透が必要である。また、個別支援でも効果的な支援方法等が十分に引き継がれていないなど、生徒指導の視点で、高等学校を含めて校種間連携を充実する必要がある。</p>
------------	--

D 令和4年度 これまでの取組状況(4~12月)	C 留意点(■)とA 今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> ●組織的な生徒指導の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆校種別オンデマンド研修を実施(5月) <ul style="list-style-type: none"> ・全公立小中高特別支援学校に周知(4月~5月) ◆地区別生徒指導担当者・主事会を実施(10月) <ul style="list-style-type: none"> ・全公立小中高高等学校に周知(9月~10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■各教員の指導や支援の方向性をそろえる必要がある。 ●各校で組織的にそろえる取組の具体案を計画し、生徒指導主事を中心として実践する。 <ul style="list-style-type: none"> →組織的にそろえる取組の計画案作成を依頼し、地区別生徒指導主事(担当者)会で実践共有する。 →生徒指導提要改訂を踏まえた積極的な生徒指導について周知する。
<ul style="list-style-type: none"> ●校種間で連携した生徒指導の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■指導支援の継続性のための校種間の関わりがない。 ●小中高の生徒指導主事(担当者)を参集する地区別生徒指導主事(担当者)会を開催する(10月)。 <ul style="list-style-type: none"> →地区ごとのグループで生徒指導上の課題やその対応策について協議することで校種間の連携を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ●不登校に対する対応・支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆校種別オンデマンド研修を実施(5月) <ul style="list-style-type: none"> ・全公立小中高特別支援学校に周知(4月~5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■個に応じた組織的な対応が急がれている。 ●生徒指導主事を中心とした未然防止と初期対応の観点での取組が必要とする。 <ul style="list-style-type: none"> →不登校担当教員(者)と生徒指導主事との連携の必要性を周知し、不登校の未然防止に向けた組織的な取組の構築を進める。
<ul style="list-style-type: none"> ●開発的・予防的な生徒指導の取組の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◆校種別オンデマンド研修を実施(5月) <ul style="list-style-type: none"> ・全公立小中高特別支援学校に周知(4月~5月) ◆地区別生徒指導担当者・主事会を実施(10月) <ul style="list-style-type: none"> ・全公立小中高高等学校に周知(9月~10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■授業での開発的生徒指導の意義を理解する必要がある。 ●開発的な観点を意識した授業の具体的実践を示す。 <ul style="list-style-type: none"> →指定校等の効果ある取り組みや「開発的・予防的生徒指導事例集」を活用した取組を周知する。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育 の総合的な推進

事業名称	ソーシャルスキルアップ事業	担当課室	高等学校課
------	---------------	------	-------

概要	<p>社会で人と人が関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、各学校において、よりよい対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した仲間づくり活動等の体験活動や、コミュニケーション能力の向上のための学習記録ノートを活用した取組など、個々に応じたきめ細かな組織的な指導の充実を図る。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>全ての県立学校において、よりよい対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。 (県オリジナルアンケート 「クラスでは安心して過ごすことができる」 肯定的な回答：95%以上) ※ 令和4年度(第1回)：3年91.1% 2年83.7% 1年88.9%</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○「仲間づくり活動」等の体験活動については、入学直後の円滑な対人関係やよりよい集団づくりにつなげ、安心した学校生活を送ることができるよう、取組にはより一層の工夫が必要である。 ○「学習記録ノート」の活用には個人差があり、より効果的な活用に向けて、好事例等を県全体で共有するための手立てを検討する必要がある。
------------	--

D 令和4年度 これまでの取組状況(4~12月)	C 留意点(■)とA 今後の取組(→)
<p>◆仲間づくり活動等の体験活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学直後に対人関係等で悩む生徒が多い状況を改善するため、新入生を対象とした仲間づくり活動等の体験活動の実施(県立高校18校) 	<p>■ 入学直後の体験活動を、生徒のソーシャルスキルの向上に効果的につなげていく必要がある。</p> <p>→当年度の実施内容とその効果についての検証 →好事例の収集と学校間での共有</p>
<p>◆学習記録ノート(キャリアノート)の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校23校25課程での活用 ・生徒の日々の学習や予定、活動等の記録による自己管理能力の育成と、振り返りを通じた自己理解の深化 ・生徒の成長や変容を把握するための教員と生徒間のコミュニケーションツールの一つとして活用 <p>◆キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会の開催(10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア・カウンセリングに関する講演及び演習 ・学習記録ノート活用の好事例について紹介 ・キャリア・パスポートの活用に係る各校の取組状況等についての研究協議(キャリア・パスポートの事例収集) 	<p>■ 生徒が学習や生活の見通しをたてたり、将来の生き方を考えたりする際に活用する「キャリア・パスポート」と「学習記録ノート」を組み合わせたより効果的な活用方法を検討する必要がある。</p> <p>→キャリア・パスポートや学習記録ノートの活用に係る好事例の継続的な収集</p>
<p>◆学校経営計画による目標の共有、進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画(補助シート)に記載された各学校の目標等の教職員での共有、各取組の成果や課題等についての検証 ・学校経営計画への目標値の記載と提出(6月) ・学校経営アドバイザー及び企画監による学校訪問を通じた各校の取組への助言 	<p>■ ソーシャルスキルアップに関わる各校の取組の進捗管理や、教職員間のベクトル合わせのために、学校経営計画(補助シート)を効果的に活用する必要がある。</p> <p>→当年度の状況を記載した学校経営計画の提出(3月)</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	道徳教育協働推進プラン	担当課室	小中学校課
----------	-------------	------	-------

概要	学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開されるようにするとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育が推進されるようにすることで、児童生徒の道徳性の向上を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○各小中学校において、チームによる人材育成及び授業改善や生徒指導等の取組が充実し、組織的・協働的な学校づくりが推進される。 指標：「チーム学校」7つの視点に基づく評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発的な生徒指導の推進など、未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図っている学校の割合 小学校：3.6以上 (R3：3.4) 中学校：3.6以上 (R3：3.2) ・道徳教育や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組を組織的に推進し、児童生徒の規範意識等の向上や自尊感情の醸成が図られている学校の割合 小学校：3.6以上 (R3：3.3) 中学校：3.6以上 (R3：3.2) <p>○学校・家庭・地域が一体となって道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒質問紙調査における道徳性に関する項目の肯定的回答の割合 「いじめはどんな理由があっても、いけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合 小学生 100% 中学生 100% (小学校：97.8% 中学校：96.5% R3全国学力・学習状況調査) 「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合 小学生 90%以上 中学生 90%以上 (小学校：89.4% 中学校：89.2% R3全国学力・学習状況調査) 「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合 小学生 80%以上 中学生 80%以上 (小学校：77.9% 中学校：78.8% R3全国学力・学習状況調査)
------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<p>○指導と評価を一体化させた「考え、議論する道徳」の授業実践がまだ不十分である。</p> <p>○「家庭で取り組む 高知の道徳」を活用した、学校、家庭、地域が一体となって進める道徳教育の充実については、地域差がある。</p>
--------------------	--

令和4年度 これまでの取組状況(4~12月)	C留意点(■)とA今後の取組(→)
<p>●「考え、議論する道徳」の授業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業づくり講座(道徳)への参加：341人(9月末) ・授業づくり講座へ、道徳推進リーダー及び、道徳教育推進教師の参加を促し、指導と評価の一体化の研究実践を行い、公開授業を通して普及することで県内小中学校の授業の質的転換を図った。 	<p>■授業の質的転換に向けて、「深い学びに向かうための指導の工夫」についての周知を図ることができたが、評価については不十分であった。</p> <p>→授業づくり講座(道徳)への参加促進</p> <p>→基本的な道徳科の授業づくりから、評価についてまで、より分かりやすく学べるよう講座の質を向上</p>
<p>●地域ぐるみの道徳教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育パワーアップ研究協議会Ⅰ(8月) 東部開催：80名 中部開催：125名 西部開催：73名 テーマ「わが校の地域ぐるみの道徳教育」について ・道徳教育パワーアップ研究協議会Ⅱ：50名(10月) テーマ「わが町の地域ぐるみの道徳教育」について ・「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進 新小学1年生への配付(4月) <p>◆指導事務担当者会で、各市町村の道徳教育の取組について進捗確認(6月10月)</p> <p>◆PTA研修会での「地域ぐるみの道徳教育」についての周知(5月~7月)</p>	<p>■パワーアップ研究協議会で、地域ぐるみの道徳教育の先進的な取組をもとに協議したことで、効果的な取組について具体性を持つことができた。しかし、地域連携を取り組む道徳教育推進教師の育成や、学校における地域とのつながり方については課題が残った。</p> <p>→道徳教育推進教師が具体的な取組を学ぶことができる講座の内容を検討する</p> <p>→市町村から提出される「道徳教育推進のための取組」により進捗状況を確認するとともに、好事例を収集</p> <p>→「家庭で取り組む 高知の道徳」の改訂準備</p> <p>→コミュニティ・スクール推進事業とのタイアップ</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取り組みへの支援	①いじめ防止
		イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

事業名称	組織力向上推進事業	担当課室	小中学校課
------	-----------	------	-------

概要	学校経営計画に「生徒指導の充実・いじめ防止・不登校対応の予防と支援」に関する項目を位置付け、小学校教科担任制や中学校の「教科のタテ持ち」の仕組みによって、組織的な人材育成及び授業改善や生徒指導等の体制づくりについて研究を推進することで、日常的な OJT の活性化や生徒指導上の諸問題の未然防止及び初期対応を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○各小中学校において、チームによる育成及び授業改善や生徒指導等の取組が充実し、組織的・協働的な学校づくりが推進される。指標：「チーム学校」7つの視点に基づく評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校種や学校規模に応じた OJT の仕組みを構築し、教員の資質・指導力の向上や授業改善に向けて組織的・協働的に取り組んでいる。 小学校：3.5 以上 (R3 3.4) 中学校：3.5 以上 (R3 3.2) ・開発的な生徒指導の推進など、未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図っている。 小学校：3.5 以上 (R3 3.4) 中学校：3.5 以上 (R3 3.2)
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○学校経営計画に基づく取組について、学校内での共通理解が十分ではなく、PDCA サイクルによる検証分析を確実に実施することには学校間差がある。</p> <p>○中学校「教科のタテの持ち」の仕組みによる、組織的な課題解決の体制は定着したが、授業の質の向上に関しては、学校間差や教科間差が見られる。また、小中連携した取組については、十分ではない学校が多い。</p>
------------	---

D 令和4年度 これまでの取組状況 (4~12月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
学校経営計画に係る取組 ◇学校支援訪問 ・小学校教科担任制・組織力向上推進アドバイザーによる訪問指導 (4月~12月) 東部：165回、中部：263回、西部：228回	■未然防止についての考え方や捉え方、対応方法を学校全体で共有し、特定の教員に負担が集中しない体制づくりが必要である。 →いじめ未然防止等、開発的な生徒指導に係る組織的な体制づくりについて、学校支援訪問において指導・助言する。
義務教育9年間を見通した指導體制の推進に係る取組 ◇学校支援訪問 ・指導主事及び組織力向上エキスパートによる訪問指導 (4月~12月) 高知市：16回 ・小学校教科担任制・組織力向上推進アドバイザーによる訪問指導 (4月~12月) 東部：25回、中部：38回、西部：22回	■小学校教科担任制や組織力向上における取組状況について実態把握するとともに、9年間を見通した指導體制について、成果・課題をまとめ、次年度へつなげる。 →学校支援訪問において、中学校教員による専科制等、各校の成果と課題を把握するとともに、9年間を見通した児童生徒理解について指導・助言する。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ウ 教職員の資質能力の向上

事業名称	小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	担当課室	特別支援教育課
------	-------------------------	------	---------

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒が将来の自立と社会参加に向けて必要な力を確実に身につけることができるよう、小・中学校における特別支援教育の充実を支援し、各学校の組織的な取組の定着、充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○小・中学校において、学校内外のリソースを活用した組織的な取組が確立され、発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒に対し、必要な指導や支援が切れ目なく実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校 小学校、中学校ともに 100% (R3 小学校：90.4%、中学校：90.3%) ※R4 集計中 ・通常の学級に在籍する児童生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、個別の教育支援計画を作成している学校 小学校、中学校ともに 100% (R3 小学校：82.4%、中学校：67.4%) ※R4 集計中
------------------	--

目標達成に向けた課題	■ 特別支援教育の推進の中核となる特別支援教育学校コーディネーターや特別支援学級担当教員等の専門性の向上が必要である。
------------	---

D 令和4年度 これまでの取組状況 (4~12月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
<p>◆通常の学級における特別支援教育の推進のための校内支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育地域コーディネーター※による訪問支援：240回 ※各教育事務所に配置された特別支援教育専任の指導主事 ・市町村主催の特別支援教育学校コーディネーター研修における助言等の実施：3回 <p>◆医師、言語聴覚士、作業療法士等外部専門家の訪問支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家等による巡回相談：100件 	<p>■学校にインクルーシブ教育の理念を浸透させ、校内支援体制の強化及び児童生徒の特性に応じた適切な指導・支援の充実を図る。</p> <p>→外部専門家を活用した支援体制充実事業の実施による、医師、言語聴覚士、作業療法士等の活用</p> <p>→学校訪問により、校内支援会議における個別の指導計画の作成に関する助言</p>
<p>◆通級による指導担当教員間のネットワーク構築及び専門性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導担当教員連絡協議会の実施 第1回通級による指導担当教員連絡協議会 オンデマンド動画配信による研修：32名(5~8月) 第2回通級による指導担当教員連絡協議会 ライブ配信による研修：23名(8月) 	<p>■通級と通常の学級の連携等、校内の特別支援教育の推進のため、通級による指導担当教員の専門性向上を図る。</p> <p>→指導主事、大学教員等の訪問支援の実施</p>
<p>◆切れ目のない支援の取組推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育と家庭や福祉との連携推進に関する理解啓発 教員向け個別の教育支援計画リーフレットの配付(4月) 市町村へ保護者向け引き継ぎリーフレットの配付(12月) ・特別支援教育に関する理解啓発 ユニバーサルデザインに基づく学級経営に関するオンデマンド動画配信(6月~) ・特別支援連携協議会 オンデマンド配信(特別支援教育及び障害福祉に関する事業説明等)の視聴による情報共有(7~9月) 	<p>■児童生徒への生涯にわたる切れ目ない支援のために、個別の教育支援計画等の作成と活用について市町村、学校に周知するとともに地域の特別支援教育推進を図る。</p> <p>→シート等を活用した引継ぎの実施の促進</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ウ 教職員の資質能力の向上

事業名称	高等学校における特別支援教育の推進	担当課室	特別支援教育課
------	-------------------	------	---------

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保障と社会参加に必要な力を確実に身につけることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導・支援が充実し、各学校の特色を生かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校：100% (R3：86.5%) ※R4 集計中 ・通常の学級に在籍する生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる生徒について、個別の教育支援計画を作成している学校：100% (R3：66.7% 必要な生徒が在籍している学校 10 校) ※R4 集計中
------------------	--

目標達成に向けた課題	○小中学校の特別支援学級在籍児童生徒が増加している一方、高等学校で通級による指導を受けることができない学校が少ないため、特別な支援を必要とする生徒一人一人の特性に応じた指導・支援が十分できる状況でない。
------------	---

D 令和4年度 これまでの取組状況 (4~12月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
<p>◆生徒一人一人の特性に応じた指導・支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における通級による指導の場の拡充 拠点校から通級による指導の巡回指導を試行するにあたっての説明 (4~5月) ・拠点校 2 校から巡回指導 城山高から高知東工業高へ調整中 高知北高からの実施校について調整中 	<p>■高等学校において通級による指導の実施拡大を目指し、巡回指導方式を働きかけ、実施校を決定する。 →拠点校 2 校から、通級による指導の巡回指導方式を試行に向けて調整</p>
<p>◆高等学校における通級による指導内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における通級による指導担当教員連絡協議会：2 回 (6、11 月) ・通級による指導実施校に相談室開設の周知及び活用の働きかけ (5 月) ・遠隔教育システムを活用した教職大学院教員への相談室の運用開始 (6 月~) ・指導主事、大学教員等の訪問支援の実施：2 回 	<p>■高等学校において通級による指導を実施するうえでの課題の共有、解決策の検討を通して、高等学校の特別支援教育の推進を図る。 →高等学校における通級による指導担当教員連絡協議会 (2 月) →指導主事、大学教員等の訪問支援の実施</p>
<p>◆高等学校における特別支援教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導の実践事例、研究成果の周知 高等学校における通級による指導ガイドブック・実践事例集の配付 (4 月) ・高等学校における通級による指導研究大会：50 名 (7 月) <p>◆公立高等学校特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会・高等学校生徒支援コーディネーター研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害に関する理解啓発や指導支援のための研修動画等をオンデマンド配信 (5~7 月) 	<p>■高等学校における特別支援教育の推進を図り、発達障害や合理的配慮について理解を促す等、校内支援体制の充実を目指す。 →高等学校における通級による指導に関する保護者向けリーフレットを作成・配付 (3 月予定) →R5 年度新入生、在校生とその保護者に、通級による指導や合理的配慮等についての理解啓発のため活用</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	親育ち支援啓発事業	担当課室	幼保支援課
----------	-----------	------	-------

概要	保護者の子育て力、保育者の親育ち支援力の向上に向け、保護者を対象とした良好な親子関係や子どもへの関わり方の理解を深めるための講話やワークショップを行うとともに、保育者を対象とした保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などに関する事例研修等を行う。
----	--

到達 目標 めざす姿	○管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。 ・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：100% (R4：69.8% (199園/285園))
------------------	--

目標達成 に向けた 課題	○保育者が組織的・計画的に保護者支援を行うためには、研修計画に基づいた取組が行われる必要があるが、支援の必要な家庭や子どもへの個別対応による多忙感、書類作成の負担感が先行し、計画作成が十分に進んでいない。 ○研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。
--------------------	---

D 令和4年度 これまでの取組状況(4~12月)	C留意点(■)と今後の取組(→)
<p>◆保育者研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援アドバイザー等の派遣(37回) ・園内研修支援(37回) ・市町村単位の合同研修への支援(4回) (5月、6月、7月、10月各1回) ・園訪問を通じて研修計画作成の支援 	<p>■親育ち支援年間研修計画の作成率は上がってきたが、研修計画に基づいた園内研修の実施はまだ十分でない。</p> <p>→親育ち支援研修計画の作成に向けた研修の実施 →「ネットワークを広げよう！親育ち支援担当の在り方Ⅱ」や幼保推進協議会での周知・徹底を図る。</p>
<p>◆保護者研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園のニーズや課題に応じた講話やワークショップの実施(41回) ・就学時健診等の機会を活用した講話(10回) ・保護者会、PTAを対象とした研修支援 (いじめ予防等プログラムの周知) ・親育ち支援アドバイザー等派遣(51回) <p>◆子育てに役立つコツをまとめた解説動画の作成(3本)</p>	<p>■参加しやすい研修体制を工夫しつつも、保護者の研修参加率がまだ十分でない。(56.3%)</p> <p>→研修参加が難しい保護者にも、子育てについて気軽に学べる解説動画を配信する。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	親育ち支援保育者スキルアップ事業	担当課室	幼保支援課
----------	------------------	------	-------

概要	各園において、組織的・計画的に親育ち支援の取組が行われるよう、親育ち支援担当者等のスキルアップや、各地域の「親育ち支援地域リーダー」の育成を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	○保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。 ・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：100% (R4：69.8% (199園/285園))
------------------	---

目標達成 に向けた 課題	○親育ち支援担当者が自園における役割や研修計画等の作成について理解を深め、中心となって取り組む必要がある。 ○園数の少ない地域等においては、地域のネットワーク化を図りさまざまな保護者の実態に合わせた支援方法を近隣の市町村の取組から習得できるようにする必要がある。 ○研修の内容が園内で共有されていない園や、園内での親育ち支援の研修が計画的に実施されていない園があることから、親育ち支援研修計画の作成方法などの周知を行っていく必要がある。
--------------------	--

D 令和4年度 これまでの取組状況(4~12月)	C留意点(■)と今後の取組(→)
◆親育ち支援講座の実施 ・一般研修(7月:71名) ・キャリアアップ研修(9月:127名)	■専門的な知識を生かした、保護者への説明力や発信力がまだ十分とはいえない。 →次年度以降も研修を実施し、保育者の親育ち支援のスキルアップにつなげるため、引き続き研修等で、研修計画の作成に向けた支援をしていく。
◆親育ち支援担当者会の実施 ・「ネットワークを広げよう!親育ち支援担当の在り方」 ・3地域(東部・中部・西部)で実施(5月:116名) ◆各園の親育ち支援の取組状況調査の実施(7月)	■年間研修計画を作成している園とそうでない園との間で取組に差がある。 →年間研修計画に基づいた実践交流を行うことで、実践力の向上を図る。 →「ネットワークを広げよう!親育ち支援担当の在り方Ⅱ」での実践交流の実施(2月)
◆親育ち支援地域別連絡会の実施 ・6地域で実施(6地域:20回)	■地域リーダーの連絡会での学びを園内や市町村に広げることがまだ十分とはいえない。 →各地域の実践発表を行い、他市町村の取組から学ぶ機会を設ける。 →「親育ち支援地域リーダー研修会」での実践交流(1月)
◆親育ち支援地域別交流会の実施 ・6地域で実施(6回:147名)	■地域の課題に基づいた交流会を実施したが、参加者が固定していたり、少なかつたりして、地域リーダーの学びが地域に広がりにくい。 →「親育ち支援地域リーダー研修会」の実践交流で、各地域のよさを情報共有していく。

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組 の推進	④ 就学前教育におけるいじめの問題へ
		の取組の推進

事業 名称	保幼小連携・接続推進支援事業	担当課室	幼保支援課
----------	----------------	------	-------

概要	各園で育まれた一人一人の子どもの生きる力の基礎を小学校へ円滑につなぐため、「高知県保幼小接続期実践プラン」を活用し、各園・各小学校における接続期のカリキュラムの作成・実践・改善を支援する。あわせて、モデル地域における保幼小連携・接続の取組を支援し、その成果を全ての地域に普及する。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○就学前教育・保育と小学校教育の円滑で確実な接続が図られる。</p> <p>・保幼小の連絡会、子どもの交流活動の実施率（それぞれ年3回以上実施） 連絡会等実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% （R2 保育所・幼稚園等：49.5%、小学校：55.7% R3 保育所・幼稚園等：59.5%、小学校：66.1%） 子どもの交流活動実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% （R2 保育所・幼稚園等：42.6%、小学校：50.6% R3 保育所・幼稚園等：40.9%、小学校：58.7%）</p>
------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<p>○園・小学校双方が、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に定める「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など、接続期の子どもへの理解を深める必要がある。</p> <p>○複数の保育所・幼稚園等から1つの小学校へ入学する比較的規模の大きい地域における課題を踏まえた接続期のカリキュラム作成等への支援が必要である。</p>
--------------------	---

D 令和4年度 これまでの取組状況（4～12月）	C留意点（■）と今後の取組（→）
<p>◆管理職等への理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続期カリキュラムの理解・作成に向けた講話や演習：5回（4月・6月・8月・11月・12月） <p>◆研修による理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職研修（園長・校長）等での保幼小連携・接続の理解と啓発のための講義：2回（7月・12月） ・保幼小連携アドバイザー等による連絡会や交流会等への訪問支援（モデル地域を除く） ・スタートカリキュラム時期の訪問支援：27回 ・連絡会・交流会・合同研修会支援：4回 <p>◆保幼小連携・接続プロジェクトチームによる、各地域のカリキュラムの作成や連絡会・交流会等の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチーム会：3回（5月・9月・12月） 	<p>■管理職研修の機会を利用し、少しずつ保幼小連携・接続の意義などが普及しているが、県全域への普及がまだ十分でない。</p> <p>→プロジェクトチーム会等で連携し、さらなる充実に向けた取組支援を行い、好事例等を県全域に普及する。</p>
<p>◆モデル地域におけるカリキュラム開発委員会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム開発委員会の実施：3回（6月・8月・12月） ・公開保育や研究授業、交流会等の実施を通じた「架け橋期のカリキュラム」の検討・開発 ・公開保育：10回 ・公開授業：5回 ・交流活動：4回 	<p>■カリキュラム開発委員会により目指す方向性を確認できたが、保幼小双方が分かりやすいカリキュラムの作成については、まだ開発途中である。</p> <p>→今後の連絡会等で話し合った内容を取り入れながら、更に検討を進めていく。</p> <p>■参加者による保幼小の相互理解や園間の横のつながりもできつつあるが、全教職員による参加は難しく、共有もまだ十分でない。</p> <p>→各施設での共有の仕方も確認しながら進めていく。</p>

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組 の推進	④ 就学前教育におけるいじめの問題へ
		の取組の推進

事業 名称	園内研修支援事業	担当課室	幼保支援課
----------	----------	------	-------

概要	県内のどこにおいても保育所保育指針や幼稚園教育要領等に沿った質の高い教育・保育が受けられる環境の実現を目指して、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の周知を図りながら、各園が行う園内研修の取組を支援する。
----	--

到達 目標 めざす姿	○ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した教育・保育実践が広がっている。 ・ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合 ：100% (R2：74.2% R3：73.7%) R4：12月調査
------------------	---

目標達成 に向けた 課題	○保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用方法等について引き続き周知していく必要がある。
--------------------	---

D 令和4年度 これまでの取組状況(4~12月)	C留意点(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> ●園内研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・幼保支援アドバイザー等派遣：147回 (キャリアアップ研修実践研修含む) ●ブロック別研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック別研修支援：26園延べ110回 	<ul style="list-style-type: none"> ■園内研修において、保育所保育指針等の活用が広がってきたが、日頃からの保育計画の作成や振り返りに向けた活用がまだ十分でない。 →引き続き研修支援の中で、保育所保育指針等やガイドライン等も活用し、保育の見直しや改善が行われるようにする。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	

事業名称	青少年教育施設振興事業	担当課室	生涯学習課
------	-------------	------	-------

概要	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供する。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。</p> <p>・県立青少年教育施設の利用者数（青少年：25歳未満）：172,000人以上 （R2：89,734人 R3：110,389人 R4.11月末：98,682人）</p> <p>県立青少年教育施設：青少年センター、幡多青少年の家、香北青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、塩見記念青少年プラザ</p>
------------------	--

目標達成に向けた課題	○コロナ禍において、青少年教育施設の強みを生かした複数団体の交流や宿泊を伴う事業の実施は難しい状況であるが、感染症対策を徹底し各事業の実施効果を最大限に発揮できるよう、事業内容や受入方法などを随時見直ししながら、実施していく必要がある。
------------	--

D 令和4年度 これまでの取組状況(4~12月)	C 留意点(■)とA 今後の取組(→)
<p>◆魅力的な体験プログラムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催事業実施準備(4月~) ・青少年センター：14事業(「物部川で遊ぼう」等) ・幡多青少年の家：8事業(「親子DEシーカヤック大冒険」等) 	<p>■参加者が安全に活動できるよう、感染症や事故に十分留意しながら事業を実施する。</p> <p>→主催事業実施予定 青少年センター：1事業 幡多青少年の家：2事業</p>
<p>◆様々な媒体による年間を通じた広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの主催事業等の案内(4月~) ・施設のパフレット及び主催事業チラシの配付(4月~) ・Instagramでの情報発信(4月~) ・香南ケーブルテレビでのPR(6~11月) ・校長会での事業説明(10~12月) 	<p>■パンフレット等の配付のほか、SNS等により効果的な広報を実施する。</p> <p>→ホームページやSNSを活用した情報発信(随時)</p>
<p>◆不登校の未然防止に向けた中1学級づくり合宿事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校との事前調整(R4.3月~) ・青少年センター：11校(4~5月) ・幡多青少年の家：13校(4~11月) 	<p>■事業実施時のアンケート及び事業実施後の振り返りアンケートの結果をまとめ、翌年度の事業に生かす。</p> <p>→振り返りアンケートのとりまとめ 来年度実施に向けての学校との事前調整(3月~)</p>
<p>◆不登校児童・生徒の自立支援に向けた事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「どきどき発見隊」青少年センター 畑づくり、作物の生育観察・収穫等：32名(5~12月) ・「わくわくチャレンジ」幡多青少年の家 野外炊飯、シーカヤック体験等：46名(5~12月) 	<p>■次回の参加につなげるため、児童生徒や指導者の要望を踏まえながら実施する。</p> <p>→各施設による事業実施 青少年センター：1回(2月) 幡多青少年の家：2回(1~2月)</p>

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関連機関が連携した取組の推進	

事業名称	P T A 活動振興事業	担当課室	生涯学習課
------	--------------	------	-------

概要	学校、保護者、行政が協働して、地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区において PTA の研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、PTA の具体的な活動につなげる。また、保幼小中高 PTA の連携した取組が、多くの保護者の参画を得て活性化するよう、PTA 活動を支援する。
----	---

到達 目標 めざす姿	○子どもたちを取り巻く教育課題の解決のために、より主体的な PTA 活動が推進されている。 ・ PTA ・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合：90%以上 (R1：75.4% R3：81.0% (代替研修)) ・ PTA ・教育行政研修会で学んだことを単位 PTA の取組につなげた割合：100% (R1：96.0% R3：82.0% (代替研修))
------------------	---

目標達成に向 けた課題	○参加者が興味・関心を持ち、家庭・学校・地域の課題に合った研修内容の検討が必要である。
----------------	---

D 令和4年度 これまでの取組状況 (4~12月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
◆PTA・教育行政研修会の開催 ・県内4地区で開催 安芸地区：73名(5月) 幡多地区：116名(6月) 香美・香南地区：86名、吾川地区：50名(7月) 土長南国地区、高岡地区(中止) ・計画に掲げる指標の達成に向け、研修において、基本的な生活習慣の確立や良好な親子関係構築に向けた家庭内の会話の重要性について、啓発・情報発信 ・環境に係るチェックシートの活用等による家庭生活での環境教育の実践促進 ◆高知県 PTA 研究大会の開催 ・高知県 PTA 研究大会：147名(8月) テーマ「学校・家庭・地域から子どもの育ちを考える」	■PTA・教育行政研修会等の開催を通じ、学校・保護者・行政が共通の課題意識を持ち、行動につなげるよう推進する。 →高知地区で開催(2月) →研修会を活用し、家庭生活における環境教育の実践を促進
◆各教育事務所との検討会の開催 ・PTA・教育行政研修会アンケートの振り返り(5~8月) ・アンケートに基づいた改善点の分析(12月)	■学校・保護者のニーズを踏まえ、テーマや開催方法について検討する。 →県小中学校 PTA 連合会の役員と次年度のテーマや開催方法について協議(1月)
◆高知県小中学校 PTA 連合会と高知県教育委員会事務局の教育研修会の開催 ・環境教育の題材(環境に係るチェックシート等)の検討(4月)	■学校・保護者のニーズを踏まえ、次年度のテーマや開催方法を決定する。 →高知県小中学校 PTA 連合会と高知県教育委員会事務局の教育研修会の開催(2月) →教育研修会において、環境教育に関する情報共有及び家庭生活における環境教育の実践を啓発(2月)

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関連機関が連携した取組の推進	

事業名称	地域学校協働活動推進事業	担当課室	生涯学習課
------	--------------	------	-------

概要	学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組むとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進する。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○学校や地域の実情に応じ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部の設置率（小・中学校）：R4 までに 100% （R2：94.1% 小学校 171 校、中学校 100 校、義務教育学校 2 校） （R3：95.7% 小学校 172 校、中学校 96 校、義務教育学校 2 校） ・「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを構築した小・中学校の割合：100%（R2：68.3% R3：80.1%）
------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの確保・育成及びコーディネート機能の強化などが求められる。</p> <p>○各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。</p>
------------	---

D 令和4年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 留意点（■）とA 今後の取組（→）
<p>◆地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校地域連携推進担当指導主事の配置：4名（4月） ・市町村や学校への訪問活動等による助言を実施（4月～）：326回（11月末）※県版実施校含む ・「地域学校協働活動事例集」の作成に向け、掲載校の選定及び訪問による素案作成の依頼（4月～） ・学校地域連携推進担当指導主事と連携し、市町村ヒアリングを通じた本部事業の状況把握と助言を実施（9月～11月） <p>◆コミュニティ・スクールとの一体的な推進に向け、事業の必要性の周知や身近な地域での実践事例等の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県地域学校協働活動研修会（全体会）を実施：95名（7月） →高知県地域学校協働活動研修会の開催 ブロック別：中部 61名（10月） <p>■地域コーディネーターの確保・育成を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> →地域コーディネーター研修会の開催 ：東部 34名・中部 50名・西部 25名（10月） 	<p>■市町村や学校の活動の充実に向けた助言等を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> →学校地域連携推進担当指導主事による市町村や学校への訪問活動や、事業状況シート（調査票）を活用した各市町村の状況の進捗管理（～3月） <p>■事業の必要性や身近な地域での実践事例等を共有することで、コミュニティ・スクールと一体的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> →高知県地域学校協働活動研修会の開催 ブロック別：東部・西部各1回（1～2月） →学校や教育事務所と連携し「地域学校協働活動事例集」を作成（～2月）、配付（2月） <p>■地域コーディネーターの確保・育成を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> →地域コーディネーター研修会の開催 ：東・中・西部各1回（～3月）
<p>◆厳しい環境にある子どもたちの見守り体制の強化に向けた「高知県版地域学校協働本部」への展開</p>	<p>■市町村毎に設定した設置計画に基づき、地域や学校における資源や特色を生かした協働活動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> →民生・児童委員の参画要請と学校訪問等による参画状況の確認（～3月）

いじめ防止 基本方針	(2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制整備	

事業名称	運動部活動の充実と運営の適正化	担当 課室	保健体育課
------	-----------------	----------	-------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく運動部活動の適正な運営を図る。 ○各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動に係る負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、単独での指導や学校外での活動の引率が可能な運動部活動指導員の配置を進める。 ○各県立学校の部活動において、「部員間での人権を踏みにじるような言動や理不尽（不条理）な決まりごと等」の有無を調査し、明らかになった事案について、解決に向けた手立てを講じる。
----	---

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○運動部活動に加入している県立学校の全ての生徒が、成長期に必要な適切な休養をとりながら部活動を行い、バランスのとれた生活を送っている。 ○運動部活動指導員を配置することにより、配置された部活動の顧問教員にゆとりが生まれ、生徒に向き合う時間が確保できる。 ・部活動指導員を配置した部において、部活動指導員が単独で指導を行った部活動時間の割合 中学校：100% 高等学校：60%以上 ○各県立学校の全ての部活動において、上記概要に該当する事案がなくなる。該当する事案があった場合は、学校及び部活動内で速やかにその対応策を話し合い実行に移して、早期解決を図る。
------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○1週間の運動部活動が占める総運動時間は減少傾向にあるが、全国平均を上回っていること。 中学校：男子 687.8分（全国 657.8分） 女子 689.8分（全国 645.9分）【R3年度】 ○教員の大会引率に係る長時間勤務や運動部活動指導員の配置拡大のための人材確保。 ○「人権を踏みにじるような言動や理不尽な決まりごと」は、顧問やその他の教職員の目が届かないところで行われていると考えられるため、学校生活の様子だけでは、気づいたり発見したりすることは困難であること。 ○生徒への顧問の関わり方において、教員自身が正しい人権感覚のもと、風通しのよい部活動が行えるような創意工夫が必要であること。
------------	---

D 令和4年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 留意点（■）とA 今後の取組（→）
<ul style="list-style-type: none"> ●部活動の適正化に関する調査の実施 中間報告（4～9月） <ul style="list-style-type: none"> ・公立中学校 活動時間 96.0% 休養日 99.6% ・県立中学校 活動時間 69.4% 休養日 100% ・県立高等学校 活動時間 88.6% 休養日 95.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ■公立中・高等学校は、適切な練習時間・休養日等が設定され、毎月の計画に沿った活動ができている（中間報告）。 →1年間の実績報告を翌年4月初旬に集計する。
<ul style="list-style-type: none"> ●運動部活動指導員の配置状況（11月末時点） <ul style="list-style-type: none"> ・公立中学校 32校 79部（54名） ・県立中学校 3校 13部（8名） ・県立高等学校 22校 53部（51名） ●研修の実施（※県立学校） <ul style="list-style-type: none"> ・配置に係る研修【オンデマンド研修】（7/1～7/21） 	<ul style="list-style-type: none"> ■運動部活動指導員を配置することで、顧問教員の部活動に係る負担を軽減し、運営の適正化を進めることができている。 →来年度の配置について、各市町村、県立学校の意向を確認し、更なる増員及び適正な配置に向けた取組を進める。 ■研修を通じて、運動部活動指導員は運動部活動の在り方や指導上留意すべき点など、学校教育の一環としての部活動について、理解を深めた。 →指導力向上研修の実施【令和5年1月22日（日）※開催予定】 公立中学校、県立学校に配置された運動部活動指導員の指導力向上に向けた研修会の実施。内容は、「運動時のスポーツ事故等に対する応急処置について」有吉晃平氏（大阪体育大学准教授）
<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・各県立学校に依頼（11月下旬） 	<ul style="list-style-type: none"> ■12月実施（1月報告） →アンケート調査の結果を集計し、報告事案があった場合は一定期間を設け、当該校における経過について報告書の提出又はヒアリングを実施し実態把握に努める。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	② いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業名称	心の教育センター相談支援事業	担当課室	高知県 心の教育センター
------	----------------	------	-----------------

概要	心の教育センターに、高い専門性を有するスクールカウンセラー（以下、SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など、子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理する。東部相談室・西部相談室を定期的に開設するとともに、心の教育センターにおいて土曜日・日曜日の開所を行うことで、児童生徒や家庭、教職員が抱える課題への支援の充実を図る。また、市町村教育支援センターを訪問し情報交換や支援会等を開催するなど、教育支援センターの相談支援体制の強化を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ、不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部・西部相談室、土曜日・日曜日の開所に伴う相談対応率 100% ・教育支援センターでの支援会、ケース検討会の実施率 100% (R3 : 95.7%)
------------------	---

目標達成に 向けた課題	<p>○東部・西部相談室及び土曜日・日曜日の開所を継続するとともに、相談室の活用について啓発するため、継続して広報活動に取り組む必要がある。</p> <p>○教育支援センター訪問について、年2回程度（対面が難しい場合はオンラインを活用）を予定していたが、訪問時期や回数、方法について、より柔軟な対応を検討するとともに、教育支援センター連絡協議会やブロック別研修会の場で、互いの実践を共有できる場を設定し、相談支援体制のさらなる強化を図る必要がある。</p>
----------------	--

D 令和4年度 これまでの取組状況 (4~12月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
<p>●心の教育センター相談活動の実施 ※11月末実績</p> <p>◆来所・メール・電話相談等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来所・出張相談 受理 239件、延べ 903件 ・電話相談 463件 ・メール相談 60件 ・東・西部相談室 40日開室、延べ 29件 ・土・日曜日開所 45日、延べ 163件 <p>◆こうち高校生 LINE 相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談受付件数 第1期 73件、第2期 28件 	<p>■東・西部相談室の利用やこうち高校生 LINE 相談の友だち登録率など、広報活動を充実させたことにより利用率の向上が見られる。広報活動のさらなる充実を図ることと併せて、様々な相談ニーズに対応できるよう、相談員の支援力向上を継続的に行う必要がある。</p> <p>→ 関係課・機関と連携した広報の機会の確保</p> <p>→ SCSV による相談員へのスーパーバイズ</p>
<p>●学校の支援体制の充実に向けた支援</p> <p>◆校内支援会サポート事業訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業通覧・校内支援会への参加 20回 (24回中) ・訪問にかかる事前打合せ 随時実施 <p>◆依頼のあった学校への支援 ※11月末実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来所による支援会・コンサル 37回 ・支援会議への訪問・巡回相談等 129回 ・学校等研修支援 31回 <p>◆まなびばこへの資料掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援シート様式 ・研修資料 (緊急対応とその予防研修) 	<p>■継続的にかかわることのできるよさを生かした学校支援の在り方について、組織で検討する必要がある。</p> <p>→ 訪問前打合せ (所内・学校) の確実な実施</p> <p>→ 所内ミーティングによる学校及び訪問時の支援状況の共有、課題に応じた学校支援策の検討充実</p> <p>■学校等が必要なときに研修できるよう、訪問による研修支援と併せて、まなびばこ等を活用した研修資料の提供を充実させる必要がある。</p> <p>→ 学校の課題やニーズに応じた研修資料の作成</p> <p>→ まなびばこ等への掲載及び活用周知</p>
<p>●教育支援センター相談支援体制の強化</p> <p>◆教育支援センター訪問支援 24カ所 (24カ所中)</p> <p>◆連絡協議会の開催 5/11</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン開催、47機関 91名参加 <p>◆ブロック別研修会の開催 (4ブロック)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aブロック 10/12 : 東部 9市町村 ・Bブロック 10/26 : 東部 2市、中部 7市町村、高知市 ・Cブロック 10/24 : 中部 10市町村・学校組合 ・Dブロック 10/27 : 西部 6市町村 	<p>■定期的な訪問をきっかけとした、日常的な連携や支援が行える体制充実が必要である。</p> <p>→ 情報提供や相互訪問にかかる連絡調整等、支援センター同士や関係機関をつなぐ支援の充実</p> <p>→ 研修会の案内や情報提供など、さまざまな機会を捉えた支援センター・関係機関との関係づくり</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		ウ教職員の資質能力の向上 (集合研修の充実)

事業名称	研修事業等	担当課室	教育センター
------	-------	------	--------

概要	教育センター主催の各校種等に義務付けられた研修や任意に受講する研修において、人権教育を基盤とした学校経営や学級経営に関する講義・演習を実施し、教職員の認識を深め、指導力の向上を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○各学校において、教職員一人一人が人権教育の重要性を理解している。</p> <p>○学校経営や学級経営及び各教科等の授業実践時に全教職員が共通理解をし、組織的に人権教育を推進している。</p> <p>・各研修における受講者アンケート評価平均 (4 件法) 「人権感覚の向上や、人権教育の推進につながる内容である」: 3.5 以上 (R3 : 基本研修アンケートの評価平均 3.5、専門研修のアンケート評価平均 3.5)</p>
------------------	--

目標達成に向 けた課題	○各学校等の実態に応じた人権教育実践が行われているが、人権教育推進体制等については、温度差もある。
----------------	---

D 令和4年度 これまでの取組状況 (4~12月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
<p>●各校種の教職員に義務づけられた基本研修のなかで、人権感覚を高め、人権教育を基盤とした学校経営や学級経営、教科経営等が実施できるような人権教育に関する研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆臨時的任用教員研修 (第1回 4/23・5/8 : 集合研修、第2回 6/4 : 集合研修) ◆初任者研修、新規採用 (養護教諭・栄養教諭・実習助手) 研修 (7~10月 : オンデマンド研修 11/10 : 集合研修) ◆中堅教諭等資質向上研修 (6月 : 集合研修) ◆管理職等育成プログラム (10/3 : ライブ配信研修、12/8~ : オンデマンド配信) ◆幼保研修 基礎研修 (新規採用、中堅、主任保育士、教頭、所長、園長) (6・8月 : オンデマンド研修、11/8・11/16・1月 : 集合研修) 	<p>■臨時的任用教員・若年教員への研修では、人権に関する正しい知識と認識をもつこと、人権感覚を養うことの大切さについて確認できた。また、中堅教諭等への研修では、児童生徒理解やクラスの状態に応じた適切な学級経営によって、誰もが安心安全な学級、学校につながる事が再認識され、教育実践に生かしたいという意見が多く見られた。管理職研修では、人権が大切にされる学校づくりに向けて、教頭自らが人権意識を高めるとともに、教職員の人権感覚を育成しようとする意欲が見られた。また「高知家」いじめ予防等プログラムを周知することで、いじめの問題等に対する組織的な取組・体制を考えるきっかけとなった。(アンケート評価平均 3.7) 保育者に対しては、「乳幼児期からの人権教育」の講義・演習等 (アンケート評価 (4 件法) 平均 : 新規採用 3.9、中堅 3.8、主任・教頭 3.9、所長・園長 3.7) を実施することで、人権課題についての理解の深まりとともに、人権感覚の高まりが見られた。</p> <p>→今後も教職員のライフステージを踏まえた研修を実施し、人権感覚の向上を図る。</p>
<p>●任意に受講する専門研修において、教職員の人権感覚を高めるとともに、人権教育における実践的指導力向上を図る研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人権教育セミナー (集合とライブ配信のハイブリッド型研修) <ul style="list-style-type: none"> I 期「外国人」「ハンセン病元患者等」(7/27) II 期「犯罪被害者等」「北朝鮮当局による拉致問題等」(8/22) III 期「子ども・インターネットによる人権侵害」「性的指向・性自認」(10/29) ◆人権教育実践スキルアップ講座 (7/26 : 集合研修) 	<p>■人権教育セミナーのアンケート評価平均は 3.8 と高く、人権教育の推進に生かせる内容と考えられる。人権教育実践スキルアップ講座 (アンケート評価平均 : 3.8) では、受講者に事前準備をさせることで人権課題を取り扱った学習指導案の作成、検討等がより充実したものとなった。</p> <p>→次年度も人権教育における実践的指導力向上につながる研修を実施し、人権教育の推進を図る。</p>

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	
		①人権教育の推進

事業名称	私立学校人権教育指導業務委託事業	担当課室	私学・大学支援課
------	------------------	------	----------

概要	私立学校における人権教育の推進を図るため、学校訪問による助言・指導や研修会の開催等の人権教育指導業務を(公財)高知県人権啓発センターに委託する。
----	--

到達 目標 めざす姿	○私立学校の教職員が人権に対する知識を深めるとともに人権意識を高め、それを日々の教育活動に活かしている。 ・研修会への各私立学校からの参加率：100% (R3：100%)
------------------	--

目標達成に向けた課題	学校のニーズに合った研修を企画し、多くの私立学校教員に研修会に参加してもらえよう促す。
------------	---

D 令和4年度 これまでの取組状況(4~12月)	C 留意点(■)とA 今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校訪問による助言・指導(12月末現在) <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期訪問：11校×3回=22回 ・ 要請による訪問：4回(2校) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各学校における人権課題や人権教育年間計画等に対し助言・指導を行って行く必要がある。 →引き続き、2月に各学校1回ずつ計11回訪問予定
<ul style="list-style-type: none"> ● 研修会(県主催)の実施(年3回) <ul style="list-style-type: none"> ・ 5/27 管理職研修：21名参加 ・ 8/4 人権教育基礎研修：41名参加 ・ 10/13 人権教育主任等研修：14名参加 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 私立学校における私立学校の教員の人権意識や資質の向上を図っていく必要がある。 ■ 参加がない学校が一部あった。(人権教育基礎：1校) →各学校に参加の呼びかけを行っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会」の自主的な活動に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 研修会(協議会主催) <ul style="list-style-type: none"> ・ 5/27 第1回研修会：52名参加 ・ 8/18 第2回研修会：46名参加 新任用研修会：20名参加 ・ 11/17 第3回研修会(公開授業)：57名参加 ◆ 各校の人権教育年間計画集を作成・配布 ◆ 事務局通信「きずな」の発行(10月) ◆ 事務局会の開催(4月、7月、10月、11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各学校の教員で構成し人権教育の推進を目的として設立された協議会の、自主的かつ積極的な運営が図られるよう、助言や支援をしていく必要がある。 ■ 研修会において、新型コロナウイルス感染症対策のためグループワークを控えるなど、一部の研修内容に影響があった。 ■ 参加がない学校が一部あった。(第2回研修：1校) →各学校に参加の呼びかけを行っていく。 →・3/3 第4回研修会(実践発表・研修報告)の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月 事務局会を開催 ・ 3月 事務局通信「きずな」を発行 各校の人権教育実践記録集を作成・配布

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	
		②いじめの防止等の取組の推進

事業名称	財政上の支援	担当課室	私学・大学支援課
------	--------	------	----------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「私立学校教育改革推進事業費補助金」により私立学校におけるいじめ等を未然に防止する取組（スクールカウンセラー等の活用等）を支援 ・「私立学校運営費補助金」により私立学校における人権教育推進に係る経費に対し優先的に配分
----	--

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○各私立学校において、いじめ等にあった生徒が相談しやすい体制が整備されている。 ・スクールカウンセラーの雇用等、教育相談体制の整備に係る補助金の各私立学校の活用率：100%（R3：100%） ○各私立学校において、人権教育推進に取組みやすい（研修等に参加しやすい）環境が整備されている。
------------------	---

目標達成に向けた課題	補助制度の説明、周知を行い、積極的な活用を促す。
------------	--------------------------

D 令和4年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 留意点（■）とA 今後の取組（→）
<ul style="list-style-type: none"> ●私立学校運営費補助金 ・人権教育推進に係る経費について、各学校からの申請に基づき交付。（12/9に全体の70%を概算払） 	<ul style="list-style-type: none"> ■補助金の利用により、全ての私立学校においてスクールカウンセラーが配置され、生徒が相談できる体制が整備される必要がある。 →私立学校教育改革推進費補助金により、教育相談体制の整備（スクールカウンセラーの雇用等）に係る経費を補助 →引き続き、制度の利用による相談体制の整備や人権研修会への参加を促していく。

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	②いじめの防止等の取組の推進

事業名称	いじめ問題等に係る学校サポート専門家チーム派遣事業	担当課室	私学・大学支援課
------	---------------------------	------	----------

概要	いじめ問題等において私立学校が対応に苦慮することが予想される事案等に対して、私学・大学支援課に「学校サポート専門家チーム」を設置し、学校の要請に応じて、専門的な見地から、問題の改善・解決に向けた具体的な助言を行う。
----	---

到達 目標 めざす姿	学校で対応に苦慮するような事案について、専門家の意見を取り入れながら、速やかな問題の改善・解決につなげる。
------------------	---

目標達成に向けた課題	学校訪問時など、折を見て事業の紹介や説明を行い周知を図っているが、平成 30 年度以降は学校からの要請がない。(全ての学校においてカウンセラーが配置(雇用)されていることから、学校内で問題解決が図られているものと思われる。)
------------	--

D 令和4年度 これまでの取組状況(4~12月)	C 留意点(■)とA 今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> ●「学校サポート専門家チーム」委員の派遣 ・学校訪問時など、折を見て事業の紹介や説明を行い周知を図っているが、12月未現在、学校からの要請はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■現在のところ、学校からの要請はなく、学校内で問題解決が図られているものと思われるが、必要な場合に積極的に活用していただけるよう、引き続き学校への説明や周知をしていく必要がある。 →引き続き事業を実施

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	

事業 名称	人権啓発フェスティバル開催事業	担当課室	人権・男女共同 参画課
----------	-----------------	------	----------------

概要	身の回りにある、さまざまな人権問題について、県民の理解と関心を深めてもらうとともに、一人ひとりが人権問題の解決に向けて自らの課題として取り組めるよう、「人権週間（12月4日～10日）」を周知するとともに、「明るく、楽しく」を基本とした人権啓発を市町村等の関係機関と協力して実施する。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>県民の「子どもの人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加体験型イベントで、思いやりの心を育てる。 ・コンサートやショーを通じて、人権問題に対する理解を深める。 <p>【R3年度実績】特設WEBサイト開設 令和3年11月16日～令和4年2月28日（ユーザー数：5,318人、セッション数：9,085回）</p> <p>【R4年度目標】じんけんふれあいフェスタ（こころんフェスタ） 令和4年12月4日（来場者：5000人）</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>広報を工夫し、多くの県民への周知を図り、来場を促す。</p> <p>来場者に「いじめ防止等」について関心を持ってもらえるような啓発内容の工夫が必要。</p>
------------	---

実施 内容	D 令和4年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 留意点（■）とA 今後の取組（→）
		<p>【人権啓発フェスティバル「こころんフェスタ」】</p> <p>(1)日時 令和4年12月4日(日)</p> <p>(2)場所 高知市中央公園</p> <p>(3)内容</p> <p>県民参加型の人権啓発に関するイベントを開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権関係団体の出展ブース ・ステージ（キャラクターショー、コンサート、介助犬デモンストレーション、人権作文コンテスト表彰式など） ・人権スタンプクイズラリー ・人権に関するパネル・資料の展示 ・子ども広場 ・人権相談 ほか

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	
-----------------------	------------------------------------	--

事業 名称	スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動事業	担当課室	人権・男女共同 参画課
------------------	------------------------	-------------	----------------

概要	人権啓発の横断幕、のぼり旗を掲出し、青少年を対象に人権サッカー教室及び人権野球教室を開催する。
-----------	---

到達 目標 めざす姿	<p>いじめ等の県民の身近な人権問題に県民が関心を持ち、理解と認識を深めるため、県内のスポーツ組織と連携協力して、広く県民を対象に人権意識の普及高揚を図る。</p> <p>【R3 年度実績】</p> <p>協賛試合 令和3年9月22日 高知ファイティングドッグス（高知球場：来場者 195人）</p> <p>協賛試合 令和3年12月5日 高知ユナイテッドSC（春野総合運動公園：来場者 518人）</p> <p>【R4 年度目標】</p> <p>人権野球教室 高知ファイティングドッグス（未定：参加者 100人） 対象者：主に小学生</p> <p>人権サッカー教室 高知ユナイテッドSC（未定：参加者 100人） 対象者：主に小学生</p>
---------------------------	--

目標達成に向けた課題	新型コロナウイルス感染症の影響や熱中症等の危険を避けなければならない、子どもが参加しやすい夏休みの開催が困難になってきている。
-------------------	---

	D 令和4年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 留意点（■）とA 今後の取組（→）
実施 内容	<p>【スポーツ組織との協働事業】</p> <p>・野球教室の開催（予定）</p> <p>(1)日時 令和5年1月15日(日)</p> <p>(2)場所 春野総合運動公園</p> <p>(3)内容 高知ファイティングドッグスの選手が参加して人権野球教室を実施</p> <p>・サッカー教室の開催（予定）</p> <p>(1)日時 令和5年2月23日(木)</p> <p>(2)場所 セントラルフットサルパーク高知</p> <p>(3)内容 高知ユナイテッドSCの選手が参加して人権サッカー教室を実施</p>	<p>■野球教室、サッカー教室の実施と併せて、じんけんクイズや選手の人権スピーチ等の啓発を行うことにより、参加者（小中学生）の人権意識の高揚につなげる</p>

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	
-----------------------	------------------------------------	--

事業 名称	人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業	担当課室	人権・男女共同 参画課
------------------	----------------------	-------------	----------------

概要	<p>県民を対象に人権啓発に関わる研修講座を開催し、人権問題に対する興味・関心を高め、人権尊重の職場づくり、地域社会づくりに資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発研修ハートフルセミナー（県民を対象に人権に関する映画の上映会や講演会を開催） ・人権啓発研修ヒューマンパワー育成講座（企業等の社会的責任と人権についての講演を実施） <p>（※研修内容は派遣先の意向によるため、いじめ防止がテーマとなるとは限らない（11の人権課題よりテーマを選択））</p>
-----------	--

到達 目標 めざす姿	<p>企業、団体、県民を対象に人権啓発に関わる研修講座を開催し、人権尊重の職場づくり・地域社会づくりに資する人材を育成する。</p> <p>また、研修を通じて企業や団体の人権啓発活動との連携・協力を図っていく。</p> <p>【R3年度実績】人権啓発ハートフルセミナー 開催計4回（参加者：363人）</p> <p>【R4年度目標】人権啓発ハートフルセミナー 開催計4回（参加者：400人）</p>
---------------------------	---

目標達成に向けた課題	人権問題に対する意識の高い方の参加が多い。より多くの県民に対するアプローチが重要であるため、広報について工夫が必要。
-------------------	--

	D 令和4年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 留意点（■）とA 今後の取組（→）
実施 内容	<p>【人権啓発研修ハートフルセミナー】</p> <p>県民に人権問題に対する興味・関心を深めてもらい、人権尊重の職場・地域社会づくりにつながるよう、講演会や映画上映会を実施</p> <p>いじめ防止がテーマとなった場合は、「高知家」いじめ予防等プログラムについて、セミナー内で紹介する等の方法により活用することも可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月7日（日） 映画上映 参加者 99名 映画「ひまわり 50周年HDレストア版」 ・10月30日（日） 講演会 参加者 92名 「テレビ災害報道の裏側と人権」 講師 笠井信輔 ・1月22日（日） 講演会 定員 100名 ※予定 「障害があるとはどういうことだろうか」 講師 坂井聡 ・2月12日（日） 映画上映 定員 120名 ※予定 映画「くちびるに歌を」 	<ul style="list-style-type: none"> ■ いじめ問題を直接のテーマとしていないが、命や平和、思春期の葛藤など、若年者層にも関係が深く、互いを思いやる意識にもつながるよう配慮し、事業を実施している。 <p>→ 今後も、季刊誌「こころんだより」の掲載記事なども含め、社会情勢に応じたテーマの選定等を行い、より人権が尊重される社会づくりに向けて、広報啓発を実施していく。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	②いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業名称	児童相談所等による相談対応	担当課室	子ども家庭課
------	---------------	------	--------

概要	児童相談所及び市町村の児童家庭相談部署等が、学校等関係機関と連携を図りつつ子どもや保護者からの相談等に対応する。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>学校等関係機関と連携強化を図りながら、子どもや保護者からの各種相談への対応が、迅速かつ適切に行われている。</p> <p>子ども家庭総合支援拠点設置数：R4 7割の市町村（R3 12市町村）</p> <p>児童家庭相談部署とSSWとの定期的な情報共有：R4 全市町村（R3 13市町村）</p>
------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>1 児童相談所の相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所職員の専門性強化 ・ 関係支援機関との連携強化と情報共有 <p>2 市町村における児童家庭相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・ 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進 ・ 市町村職員の専門性の強化
------------	--

D 令和4年度 これまでの取組状況（4～12月）	C 留意点（■）とA 今後の取組（→）
<p>○児童相談業所：中央児童相談所（27市町村所管） 幡多児童相談所（7市町村所管）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話相談事業（子どもと家庭の110番） ・ 児童相談所における休日・夜間における電話対応 	<p>■ 児童相談所及び「子どもと家庭の110番」（委託事業）において子どもや保護者からの相談に対応している。</p> <p>→引き続き適切な相談対応及び学校等関係機関との連携・情報共有を行っていく。</p>
<p>○児童相談所職員等の専門性の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央児童相談所において第三者評価を実施（8月） ・ 外部専門人材（弁護士、医師）の活用による体制強化 ・ 職員の研修体系表に基づく研修の実施 ・ 各市町村や警察などとの定期的な情報共有 	<p>■ 中央児童相談所において実施した第三者評価を基に業務の質の向上を検討している。</p> <p>■ 外部専門人材による体制強化や研修体系表に基づく研修により専門性強化を図っている。</p> <p>→引き続き専門人材の活用や研修等により児童相談所の専門性強化を図り適切な支援の実施につなげていく。</p>
<p>○各市町村（要保護児童対策地域協議会）への積極的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉とSSWの情報共有体制構築による支援の充実 ・ 基礎的かつ実践的な研修や市町村への個別指導等の実施 ・ 支援力等の向上を図る多職種連携の実践的な研修の実施 ・ 地域の見守り体制強化のため外部専門家による民生委員や主任児童委員対象の研修を実施 	<p>■ 市町村ヒアリング等を通じて児童福祉とSSW等との連携強化の促進を図っている。</p> <p>■ 外部専門家等を講師とした研修や訪問による市町村管理ケースに係る指導・助言を実施した。</p> <p>（11月末現在：研修13回、訪問延べ18回）</p> <p>→引き続き市町村に対する積極的な支援を行い、市町村における対応力強化を図っていく。</p>

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進	③地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくり	
事業名称	地域における子どもの居場所づくり		担当課室 子ども家庭課
概要	食事の提供を通じた「子どもや保護者の居場所」となるとともに、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」、「地域で子どもたちを見守る場」として、支援を必要とする子どもや保護者の居場所を確保する。		
到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年度中に新たに15箇所の子ども食堂を開設する。(R5年度末までに県内120箇所まで拡大する。) <li style="padding-left: 20px;">※R3年度新規開設数：8箇所、R3年度末設置数：88箇所 ・支援が必要な子どもたちを適切な支援機関につなげるためのネットワーク構築 <li style="padding-left: 20px;">R4年度：4市町村 ※R3年度：4市 (子ども食堂のある市町村を対象に、子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくりを促進する。) 		
目標達成に 向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○未開設地域での立ち上げ及び定期的な開催を行う子ども食堂のさらなる拡大 ○支援が必要な子ども等を子ども食堂につなげるための地域の支援機関との連携体制の構築 ○食事の提供や集いの場にとどまらず、見守り機能の充実や家庭の教育力の向上への支援 ○新型コロナウイルス感染症に対する十分な対策 		
D 令和4年度 これまでの取組状況(4~12月)		C 留意点(■)とA 今後の取組(→)	
<ul style="list-style-type: none"> ●子ども食堂の立ち上げ及び運営の支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆子ども食堂支援事業費補助金による開設経費、運営経費等の支援 ◆食堂の立ち上げを検討する団体への開設支援 ◆企業等から提供された食材の提供 ◆子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(4会場で開催済) ◆子ども食堂が行う感染症対策への支援 		<ul style="list-style-type: none"> ■物価高騰への対策として、補助基準額の増額等の対応を行った。また、開設経費等の支援により、新たに9箇所の食堂が開設された(R4.11月時点)。 →引き続き、感染対策を行いながら活動を継続できるよう、各食堂の状況に応じた支援を行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●見守り機能の充実や家庭の教育力の向上につなげる取組 <ul style="list-style-type: none"> ◆スタッフ養成講座(衛生管理、ボランティア組織の仲間・つながりづくり)の開催(4会場で実施済) <li style="padding-left: 40px;">※ネットワーク会議と同日実施 ◆補助金のメニューで子育て・学習支援経費を補助 		<ul style="list-style-type: none"> ■スタッフ養成講座でボランティア組織におけるつながりづくりについての講座を開催した。また、食堂では子育ての講話等、家庭での教育力の向上につながる取り組みがなされた。 →子ども食堂が地域の見守りの場としての機能を充実できるよう、引き続き支援を行う 	
<ul style="list-style-type: none"> ●支援が必要な子どもを支援機関へつなぐ取組 <ul style="list-style-type: none"> ◆市町村役場、市町村社協、地域の支援機関(SSW含む)と子ども食堂の地域連絡会の開催(4回) 		<ul style="list-style-type: none"> ■支援が必要な子どもを地域の支援機関へつなぐことができるよう、日頃から相談しやすい関係を構築するための支援を継続。 	

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止

事業名称	いじめの防止、思いやりの心を育むための事業	担当課室	高知地方務局 人権擁護課
------	-----------------------	------	-----------------

概要	人権擁護委員が中心となり、園児、小学生、中学生、高校生らを対象に人権教室を実施することで、いじめ等について一緒に考える機会をもっている。更に、小学校高学年、中学生及び高校生については、人権作文コンテストを実施することで、いじめ等について考える機会をもつほか、思いやりの心や生命の尊さを学ぶこと等を育む取組を行っている。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>【人権教室】 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による学校への影響を懸念して、人権擁護委員から学校に対して積極的に人権教室開催の依頼はできない状況にあるが、学校からの要請があれば、感染防止対策を施しながら行うというスタンスで学校等に出向いて実施を行った。 令和4年度は、できる限り多くの幼稚園、小学校・中学校・高校（特別支援学校を含む。）で実施する（NTTドコモとの連携を含む）。</p> <p>【人権作文コンテスト】 令和3年度は、県内小学校45校1, 156編、中学校51校4, 298編、高等学校7校871編、特別支援学校1校4編の応募があった。県内小学校45校1, 156編、中学校51校4, 298編、高等学校7校871編、特別支援学校1校4編の応募があった。 令和4年度についても、できる限り多くの小・中・高校（特別支援学校を含む。）に参加してもらうよう学校訪問等を通じて呼びかけを行う。</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	取組校数を増やすため、各学校等に対し、人権教室及び人権作文コンテストの更なる普及活動が必要である。
------------	---

D 令和4年度 これまでの取組状況(4~12月)	C 留意点(■)とA 今後の取組(→)
<p>【人権教室】 昨年度に比べ、実施回数は増加しており、「人権の花」、「ポッチャ体験教室」を実施した。「人権着ぐるみ劇」、「スマホ・ケータイ安全教室」については、3年ぶりに実施した。</p>	<p>■人権尊重思想を育てるために効果的な人権教室を実施をする必要がある。 →人権擁護委員による学校へのPR活動の更なる強化。 →時代に則した内容の人権教室を行うことが出来るように、人権教室の内容の見直し、職員及び人権擁護委員に対する研修の実施</p>
<p>【人権作文コンテスト】 人権作文コンテストの実施について、県・市長村教育委員会と連携し、学校内にコンテストのポスターの掲示等を行った。 人権作文コンテスト高知県大会には、県内小学校44校1, 335編、中学校49校4, 239編、高等学校8校832編、特別支援学校1校5編の応募があった。 3年ぶりに実施された「人権フェスティバル」(高知県等主催)のステージプログラムにおいて、最優秀賞及び優秀賞の受賞者11名に対する表彰式を実施した。 また、受賞者の作品の一部については、市町村広報誌、当局ホームページ、新聞及びラジオ放送において公表し、県民・市民に人権尊重思想を周知・広報することができた。</p>	<p>■応募作品数については、近年減少傾向にあることから、学校等への更なるPR活動が必要である。 →人権擁護委員による学校訪問において、当コンテストに取り組むことにより得られる人権尊重思想等について説明を行い、更なるPRを行う。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	②いじめの早期発見
		③いじめへの対処

事業名称	いじめの早期発見及び被害者の救済事業	担当課室	高知地方務局 人権擁護課
------	--------------------	------	-----------------

概要	<p>法務省の人権擁護機関（高知地方務局等）では、子どもが相談しやすい体制を整えるために、全国（県内）の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター（便箋兼封筒）」を配布し、教員や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを把握し、被害者（子ども）の救済に当たっている。</p> <p>また、子どもの人権 110 番（無料）による相談電話の番号の周知・広報活動も行っている。</p>
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>【子どもの人権 SOS ミニレター】 令和 3 年度は、県内全ての小・中学校（特別支援学級を含む。）に SOS ミニレター用ラックを配備した。 令和 4 年度は、高知県内の全て教育支援センターにも SOS ミニレター用ラックを配備し、児童・生徒が必要な時に利用できるような取組を行う。</p> <p>【子どもの人権 110 番】 令和 3 年度は、本年 8 月下旬から 9 月上旬にかけて行われた「全国一斉子どもの人権 110 番強化週間」が実施され、期間中には複数件の相談があった。 令和 4 年度についても、児童・生徒らに対して「子どもの人権 110 番」の周知・広報を行い、相談しやすい相談機関として取組みを行っていくことにより、いじめの早期発見につなげる。</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>各学校長、教員等においても当該活動の重要性を認識してもらう必要がある。</p> <p>早期救済を図るため、関係機関等との連携体制を強化する必要がある。</p>
------------	--

D 令和 4 年度 これまでの取組状況 (4~12 月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
<p>【SOS ミニレター】 6 月に各学校に直送され、上記概要欄のとおり児童・生徒らに対して周知を行った。 また、高知県内の全ての教育支援センターにも SOS ミニレター用ラックを配備し、児童・生徒が必要な時に利用できるような取組を行った。 SOS ミニレターの内容は、秘密の取扱いではあるが、緊急性が疑われる事案については、関係機関と連携して救済活動を行うこととしており、今年度も、関係機関と連携して取り組んだ事案がある。</p>	<p>■SOS ミニレターについて、更なる周知を図り、児童・生徒が躊躇うことなく利用できるような必要がある。 →人権擁護委員の学校訪問時に、SOS ミニレターの周知及び専用ラックの備付け状況についての確認を行う。</p> <p>■次年度においても、左記の取組を含めて継続するとともに、関係機関との連携強化を図る必要がある。 →緊急性が疑われる事案については、関係機関と連携して取り組む。</p>
<p>【子どもの人権 110 番】 年間を通じて、電話相談を開設しているが、本年 8 月下旬から 9 月上旬にかけて「全国一斉子どもの人権 110 番強化週間」が実施され、期間中には複数件の相談があった。 また、緊急性・事件性がある相談内容の場合に、早急に関係機関と連携して取り組んだ。</p>	<p>■次年度においても、児童・生徒らに対して「子どもの人権 110 番」の周知・広報をする必要がある。 →人権教室等の啓発活動等を通じて、周知を図る。 →特に強化週間中においては、マスコミ等を利用して効果的な広報を行う。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		③いじめへの対処

事業名称	非行防止教室	担当課室	少年課
------	--------	------	-----

概要	学校における非行防止教室（非行防止・情報モラル・いじめの防止等）を実施することで、児童生徒の規範意識の醸成を図りいじめの未然防止を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○学校と共働し、学校の実情やニーズに応じた出前授業を行い、規範意識の醸成を図ることにより、児童・生徒のいじめ防止等に対する意識を高める。</p> <p>○県内の全ての学校で非行防止教室を実施する。</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○当該事業は、学校からの依頼に基づき実施しているが、類似事業を実施している関係機関もあり、学校・関係機関との連携や情報共有が課題となっている。</p> <p>○情報モラル等、専門的知識も必要となるため、職員の実務能力の向上・育成が課題となっている。</p>
------------	---

D 令和4年度 これまでの取組状況(4~12月)	C 留意点(■)とA 今後の取組(→)
<p>●非行防止教室の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年中、非行防止教室（非行防止・情報モラル・いじめ防止）は、小学校159校、中学校73校、高校19校で実施（校数は延べ数）。うち、いじめ防止に関する教室は、小学校18校、中学校1校において実施した。 ・少年サポートセンター及び各警察署の少年担当職員に対して「高知家いじめ予防等プログラム及び追補版」の周知を図った。 	<p>■非行防止教室実施校数は、令和3年と比較して、小学校-8校、中学校+17校、高校+5校。うち、いじめ防止に関する教室は+9校と増加している。</p> <p>→非行防止教室で実施する一般的内容について、SNSや広報紙等を活用して県民への浸透を図るとともに、引き続き学校と連携を図り、ニーズに応じた教室を実施していく。</p>
<p>●保護者等への情報モラル啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年中、37回、1254人に対して実施 <p>●いじめトラブルへの助言・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する相談に対し、必要に応じて関係機関と情報共有して対応した。 	<p>■保護者等への情報モラル啓発活動は、令和3年と比較して-20回、-356人と減少している。</p> <p>→引き続き、保護者参加の学校行事等あらゆる機会を通じた啓発活動を推進する。</p> <p>■いじめトラブルの相談は、相談者の意向を最大限に尊重しつつ、必要に応じて学校等の関係機関と連携を取りながら対応している。</p> <p>→引き続き、適切な対応を推進する。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの早期発見
		③いじめへの対処

事業名称	被害少年・加害少年対策	担当課室	少年課
------	-------------	------	-----

概要	相談専用電話「ヤングテレホン」を通じたいじめの早期発見と、カウンセリング等による被害少年やその保護者等の精神的ダメージの軽減、加害少年への立ち直り支援を行う。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○いじめ相談を受理した場合、内容に応じて、学校等関係機関と連携しながら適切な対処にあたる。</p> <p>○関係する児童生徒や保護者の心の安定を図るとともに、日常生活への回復に向けた助言を行う。</p>
------------------	--

目標達成に向けた課題	○相談専用電話「ヤングテレホン」の認知度が低いことが課題となっている。
------------	-------------------------------------

D 令和4年度 これまでの取組状況(4~12月)	C 留意点(■)とA 今後の取組(→)
<p>●少年相談専用電話「ヤングテレホン」の周知に向けた広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RKCラジオ広報 3回 ・連絡先カード等配布 1050枚 <p>●いじめ相談を受理した場合、学校等と連携しながら適切な対処にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングテレホンでは、令和4年中、3件のいじめに関する相談を受理した。 	<p>■令和4年中におけるヤングテレホンへの相談数は28件(前年比-2件)</p> <p>→非行防止教室実施時に連絡先カード等を配布し、児童生徒への周知を徹底する。</p> <p>■いずれも保護者等に対して、適切な助言を行い、必要に応じて学校と連携を取りながら、適切に対応した。</p> <p>→引き続き、関係機関と連携を図りながら、適切に対応する。</p>
<p>●被害少年等から要望を受けた場合、被害少年カウンセリングアドバイザーによるカウンセリング等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ被害が主訴の要支援少年はなく、要望なし。 <p>●加害少年やその家族からの要望を受けた場合、少年補導職員等による当該少年の立ち直り支援活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望なし。 <p>●状況によって、心理的所見を有する高知少年鑑別所等の知見を活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用なし。 	<p>■要支援少年等の状況や要望に応じた支援を実施した。</p> <p>→今後も必要に応じて、アドバイザーによるカウンセリング等の実施や心理的所見を有する少年鑑別所等の知見を活用する。</p>